

## 社会福祉法人檀生会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人檀生会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給額)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、別表1に定める報酬を支給する。

2 別表に定める報酬以外の賞与及び退職手当等については、支給しないこととする。

3 通勤手当として、自宅より当該勤務地までの往復の距離に対して1km（小数点1位以下四捨五入）につき37円を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (報酬等の支給日及び方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給日及び支給方法は以下のとおりとする。

(1) 報酬については、毎月15日（支給日が休日の場合は、その前日。）に銀行振込みにて本人の預金口座に振込み支給する。

(2) 理事長以外の役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、現金にて支給する。

(3) 役員等が職務の為に出張した時は、社会福祉法人檀生会旅費規定に基づき、旅費を支給する。

### (公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

（平成26年4月1日から施行の社会福祉法人檀生会役員等費用弁償規程は廃止する。）

（平成27年8月12日から施行の社会福祉法人檀生会役員報酬規程は廃止する。）

別表 1 (報酬等の支給額)

役職名	報酬の額	勤務形態
理事長	月額 25 万円 (交通費含む)	原則一日 4 時間、週 2 日として、必要に応じて随時
理事	1 回 6 千円	理事会等への出席。その他、法人及び施設業務の為の出勤
監事	1 回 6 千円	理事会等への出席。その他、法人及び施設業務の為の出勤
評議員	1 回 6 千円	評議員会等への出席。その他、法人及び施設業務の為の出勤